

プレスリリース 送信日：2026 年 8 月 28 日

水道料金改定に伴う負担軽減のため 水道基本料金の一部を減免します

東浦町では、2027 年 2 月 1 日から水道料金を改定するため、「東浦町水道事業給水条例の一部改正について」を、令和 8 年第 3 回東浦町議会定例会（9 月 1 日開会）に上程します。

あわせて、水道基本料金の一部を減免するための補正予算案も同議会に上程します。

■減免内容

水道料金改定により上昇する基本料金分を 4 か月間減免します。

●減免期間（予定）

地 区	対象となる請求分
北地区（森岡、緒川、緒川新田）	2027 年 3 月、5 月請求分
南地区（石浜、生路、藤江）	2027 年 4 月、6 月請求分

●基本料金の改定額（1 か月あたり・税抜き）

基本料金（1 ヶ月あたり）			
メーター口径	現行料金	新料金	上昇額
13mm	390 円	700 円	310 円
20mm	390 円	700 円	310 円
25mm	1,800 円	3,250 円	1,450 円
40mm	5,500 円	9,900 円	4,400 円
50mm	8,200 円	14,800 円	6,600 円
75mm	20,500 円	36,900 円	16,400 円
100mm	35,000 円	63,000 円	28,000 円
150mm	73,500 円	132,300 円	58,800 円

- その他 水道事業会計で減免により発生する減収分は、一般会計から繰出金として支出します。

■問い合わせ

東浦町水道サービス課 ☎ 0562-83-3111(内線 250) 担当：新美、岡戸